

県土強靱化に向けての不調・不落対策等 に伴う入札・契約制度の一部改正について

災害を迎え撃つ県土強靱化を加速し，一日も早い復旧・復興に向けて災害復旧事業等を推進するため，不調・不落対策を行い，円滑な事業執行を図るとともに，建設業の働き方改革を実装する。

適用時期

令和元年10月1日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用

1 1者入札の有効化による不調対策

<一般競争入札>

大規模工事等の1者入札は取り止めとしてきたが，規模にかかわらず，原則有効とする。

<指名競争入札>

1者入札については原則取り止めとしているが，災害復旧事業等特に緊急を要する場合又は特別の技術等を必要とする場合については原則有効とする。

2 地域実態を捉えた不落対策

地域の実態に応じて，更にきめ細やかな建設資材単価の設定を行うとともに，発注ロットについても柔軟に対応する。

3 災害復旧事業等に対する臨時措置

当面の間，県が指定する地域内の災害復旧事業等に対して入札契約制度の臨時措置を講じる。

（詳細別紙）

※「平成30年7月豪雨に伴う災害復旧事業等に係る臨時措置」については，本措置に移行する。

4 設計業務等の効率化

土木コンサルタント等が，災害復旧に関する設計業務等を受注した際に，手持ち業務の履行期間について，延長を原則認める。

5 入札監視委員会の審議の効率化

災害復旧事業等及び特殊機械器具等の点検，維持，修繕，更新にかかる工事については，入札監視委員会 入札適正審査部会の審議対象外とする。

災害復旧事業等に係る入札・契約制度の臨時措置

1 対象

各建設工事審査委員会の要請に基づき、不調・不落対策として県が指定する地域内の災害復旧事業・災害復旧関連事業

2 臨時措置の内容

(1) 入札手続きの「迅速化・簡素化」

- ・指名競争入札の対象を「設計金額1,000万円未満」から「5,000万円未満」に拡大
- ・一般競争入札の総合評価落札方式「施工能力審査型」の対象を「設計金額1億円未満」から「2億円未満」に拡大

設計金額	現行		臨時措置			
1,000万円 未満	指名競争入札（価格競争）		指名競争入札（価格競争） 5,000万円未 満			
3,000万円 未満	一 般 競 争 入 札	価格競争			総 合 評 価	
1億円 未満		施工能力審査型				
2億円 未満		簡易型 A				施工能力審査型 2億円未満
5億円 未満		簡易型 B				簡易型 B

(2) 入札の「不調・不落」対策

- ・設計金額5億円未満の工事は設計金額を事前公表（入札価格の積算事務の負担軽減）

(3) 現場技術者等の人材不足対策

- ・現場技術者等の兼務要件等を緩和

要件	現行	臨時措置
■現場代理人 ○兼務件数 ○対象工事金額	3件まで （旧同一市町村内又は工事間 移動距離が概ね10km以内） 2,500万円未満	5件まで （旧同一市町村内又は工事間 移動距離が概ね10km以内） 3,500万円未満
■主任技術者（専任） ○兼務件数 ○資格（土木一式） ・4,500万円以上 9,000万円未満 ・9,000万円以上	2件まで（各庁舎管内） 国家資格者（1級又は2級） 国家資格者（1級）	3件まで（各庁舎管内） 国家資格者（1級又は2級） 又は実務経験者 国家資格者（1級又は2級）

3 施行

令和元年10月1日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用